

平成20年度分(平成20年7月～平成21年6月) 国民年金保険料の免除申請受付が始まりました

国民年金は老後のためだけではなく、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生したときに、障害基礎年金・遺族基礎年金であなたとご家族をサポートします。

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、「保険料の全額免除制度」または「一部納付制度」をご利用ください。

平成20年度の1ヵ月の 保険料額と老齢基礎年金額の割合

	保 険 料	老齢基礎年金額の受給割合
全 額 免 除	0円	6分の2
4分の1納付	3,600円	6分の3
半 額 納 付	7,210円	6分の4
4分の3納付	10,810円	6分の5
全 額 納 付	14,410円	6分の6

- 全額免除期間や一部納付期間は、将来の老齢基礎年金を計算する際、全額納付した期間と比較して年金額が少なくなります。
- 免除された保険料は、10年以内であれば後から納付(追納)することができます。
- 3年度目以降に追納する場合は、免除された保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

ご注意ください!

各種免除制度は、本人、配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ一定基準以下であることが条件です。また、納付すべき保険料を納付しなかった場合、一部納付制度の一部免除は無効になり、未納と同じ扱いになるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

「学生納付特例制度」、「若年者納付猶予制度」、「法定免除」などの免除も受け付けています。

戸別訪問による納付案内

熊本西社会保険事務所の職員をはじめ国民年金推進員が皆さんのお宅を直接訪問し、保険料免除の説明や保険料納付の手続きなどを行っています。

私は、熊本社会保険事務局より委嘱を受けて、皆さんのお家を訪問し、国民年金保険料の収納や年金相談などを受けている国民年金推進員です。お気軽にご相談ください。大津町を担当して4年になりますが、国民年金の手続きで少しでもお役に立てればと頑張っています。よろしくお祈りします。

こんにちは!
国民年金推進員の
いまむらひでこ
今村秀子です



■ 問い合わせ 熊本西社会保険事務所 ☎(355)3261
役場住民課 住民係 ☎(293)3112

所得税の予定納税(第一期分)

平成20年分の所得税の予定納税第一期分の納期限は、7月31日(木)です。予定納税が必要な人には、6月中旬に、「予定納税額の通知書」を送っていますので、期限内に納付してください。なお、この予定納税は、前年分の所得税額を基に計算してあります。

平成20年分の納税額が前年分より減少すると見込まれる人は、予定納税の減額承認申請をすることができます。詳しくは、お問い合わせください。

- 予定納税の減額承認申請期限日 7月15日(火)
- お問い合わせ 菊池税務署 ☎0968 (25) 2121

税は納期限内に支払いを!

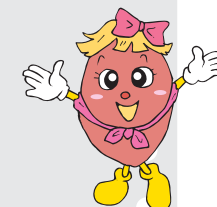
平成20年度の軽自動車税、固定資産税、町県民税、国民健康保険税の納税通知書は届きましたか?各税目とも、納期までに支払いを済ませてください。町税は、町の福祉を始め、各事業を進めるための貴重な財源です。事業の計画的な執行のため、納期内の支払いをお願いします。

このように、町では納期内の納付をお願いしていますが、忙しいなどの理由で、金融機関へ支払いに行けないような場合は、口座振替をお勧めしています。

納期までに支払いが無い時は、督促状や催告状でのお知らせをします。それでも支払いが無い場合、税の公平性確保のため、強制処分(差押)を行っています。最近よく市町村が強制処分を行っていることが報道されていますが、町での強制処分実施件数も増加しています。税の納期内の納付をお守りください。

また、毎週水曜日は、午後7時まで役場での支払いや納税相談を受け付けています。ぜひご利用ください。

「振り込め詐欺」にご注意を!
最近、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ、振込みをさせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。
7月に、所得変動に伴う住民税の還付の申告を受理し、8月から還付手続きを行う予定ですが、現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。また、町税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることもありません。
不審な電話があった場合には、役場にお問い合わせください。



固定資産税の減免が受けられます

住宅熱損失防止改修 (省エネ改修)工事を行うと...

- 対 象
平成20年1月1日に存在した住宅で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅(賃貸住宅を除く)
※新築住宅、耐震改修の減額措置と同時に適用されません。
(バリアフリー改修減額とは同時に適用されます。)
- 減 額
省エネ改修をした家屋全体にかかる翌年度の固定資産税の1/3を減額
- 減額対象工事
①～④の工事にかかった費用が30万円以上であること
①窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)
②床の断熱改修工事
③天井の断熱改修工事
④壁の断熱改修工事
※①の工事は必ず行うこと
- 減額される床面積
1戸あたり120㎡まで
- 申請方法
改修後3ヵ月以内に、それぞれの部位が省エネ基準に適合することとなった旨の証明書(※)を添付して、町に申請してください。
※建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行したもの

